

函館市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第1号

函館市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

函館市議会個人情報保護条例（令和5年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「および第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項および次条第3項第1号において」に改め、同条第2項第1号ア中「または報酬、」を「もしくは報酬もしくは」に、「その他」を「または」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条の見出しを「（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）」に改め、同条中「特定」の後ろに「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第9項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「および第29条」を削る部分に限る。）ならびに第16条第1項および第2項、第18条第1項ならびに第48条の見出しおよび同条の改正規定 公布の日

(2) 第52条から第54条までの改正規定および次項の規定 令和7

年6月1日

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。